

療育手帳交付要綱

平成30年3月26日(全部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、知的障害児(者)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者が各種の援助を受けやすくするため、知的障害児(者)に療育手帳(以下「手帳」という。)を交付し、もって知的障害児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 手帳は、広島県内(広島市を除く。以下同じ。)に居住地(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に定める施設及び寮の入所・入居者については、入所・入居する前の市町を居住地とする。以下同じ。)を有し、こども家庭センターにおいて知的障害であると判定された者(以下「知的障害者」という。)に対して交付する。

(手帳の記載事項及び様式)

第3条 手帳の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 障害の程度
- (3) 保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下同じ。)の氏名、住所及び知的障害者との続柄(18歳未満に限る。)
- (4) 判定年月日、判定機関及び次回判定年月
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 手帳の様式は、様式第1号のとおりとする。

(障害の程度)

第4条 前条第1項第2号により手帳に記載する障害の程度は、次の4区分とする。

④(最重度)、A(重度)、③(中度)、B(軽度)

(交付の申請)

第5条 手帳の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)又はその保護者は、療育手帳交付申請書(様式第2号。以下「交付申請書」という。)により知事に申請するものとする。

2 他の都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市及び児童福祉法第59条の4に規定する児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)から療育手帳の交付を受けた知的障害者が広島県内に転入する場合において、前項の規定による申請をするときは、交付申請書に当該他の都道府県知事が交付した手帳又はその写しを添えるものとする。

3 前項の場合において、次条第1項の規定による判定を行うに当たり、他の都道府県知事が発行した手帳に係る障害の程度の判定資料の利用を希望するときは、申請者又はその保護者は、知事が別に定める申出書を提出するものとする。

(手帳の交付)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、こども家庭センターにおける判定の結果に基づき、手帳を交付することを決定したときは、療育手帳交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、手帳を交付するものとする。

2 知事は、前項の判定の結果に基づき、手帳を交付しないことを決定したときは、療育手帳交付申請却下通知書(様式第4号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

る。

（障害程度の確認）

第7条 知事は、手帳の交付を受けた知的障害者（以下「手帳所持者」という。）の障害の程度を確認するため、手帳交付時に次回判定年月を定め、手帳に記載するものとする。

2 手帳所持者は、手帳に記載された次回判定年月までに、更新判定を受けるものとし、交付申請書により知事に申請するものとする。

3 更新判定の結果、知的障害者と認められなかったときは、速やかに手帳を知事に返還しなければならない。

4 前条の規定は、第2項の申請について、準用する。

（再交付）

第8条 手帳所持者又はその保護者は、手帳を亡失又は破損したときなど必要のあるときは、交付申請書により知事に手帳の再交付を申請するものとする。

2 手帳を破損した場合は、前項の再交付申請は手帳を添えて行うものとする。

3 手帳の再交付を受けた者又はその保護者は、亡失した手帳を発見したときは、速やかに知事に返還しなければならない。

（記載事項の変更）

第9条 手帳所持者又はその保護者は、その氏名、住所等手帳の記載事項に変更が生じたときは、療育手帳記載事項変更届（様式第5号）に手帳を添えて知事に届け出なければならない。

（返還）

第10条 手帳所持者又はその保護者は、手帳所持者が死亡したとき、その他手帳を必要としなくなったときは、療育手帳返還届（様式第6号）により、速やかに知事に届け出るとともに、手帳を返還しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第11条 手帳所持者は、手帳を譲渡、又は貸与してはならない。

（市町の経由）

第12条 この要綱の規定による手帳に係る申請は、申請者又は手帳所持者の居住地の市町福祉事務局長を経由するものとする。

2 この要綱の規定による手帳に係る届出及び手帳の返還は、手帳所持者の居住地、住民票の住所又は入所施設の所在地のいずれかの市町福祉事務局長を経由するものとする。

3 知事がこの要綱の規定により申請者又は手帳所持者に対して行う手帳の交付は、当該申請者又は手帳所持者の居住地の市町福祉事務局長を経由するものとする。

（交付台帳等の作成）

第13条 知事は、次の事項を記載した療育手帳交付台帳を作成するものとする。

(1) 交付番号及び交付年月日

(2) 知的障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 障害の程度、判定年月日、判定機関及び次回判定年月

(4) 保護者の氏名、住所等及び続柄

(5) その他必要事項

2 こども家庭センターの長は、手帳に関する必要な事項を児童記録票又は相談台帳に記録するものとする。

3 市町福祉事務局長は、手帳交付の申請及び交付に関する必要な記録簿を作成し、整理するものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。